

明けましておめでとうございます

本年も、葵総合経営センターだより週刊版 “Timely” を宜しくお願い申し上げます。

『平成26年度税制改正大綱発表 秋と年末の二部構成』



平成26年度与党税制改正大綱が発表された。構成は第1「基本的考え方」、第2「具体的内容」、第3「検討事項」となり、第2のなかで「Ⅰ 秋の大綱（民間投資活性化等のための税制改正大綱）での決定事項」と「Ⅱ 年末での決定事項」の二つに分けてまとめられている。

注目された消費税の軽減税率については、国民の理解を前提に平成26年12月まで結論を得て、税率10%時に導入するとしている。財政力格差が問題となる地方税制について、地域間の税源の偏在性是正に向けた地方法人税（仮称）の創設を行い地方交付税原資とする。また、高所得の給与所得者にかかる給与所得控除は見直しされ、消費税増税における低所得層の負担増に配慮した。

資産税関連で目立った改正は、「**医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設**」で、「**個人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、（略）移行計画（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する**」としている部分である。

『相続税の調査事績事例から 多額預金隠ぺいによる無申告等』

国税庁は、先に公表した平成24事務年度の相続税の調査事績において具体的に以下のような調査事例も明らかにしているので、ここで紹介する。

【**国外法人株式等の隠ぺいによる無申告**】会社役員だった被相続人A（夫）が生前に海外から受けていた多額の送金に係る金銭は、国外不動産の譲渡の代金等である（譲渡所得につき無申告）と判明。相続人B（妻）はAの死亡直前にその金銭を引き出し、自己名義の口座に移し替えた上で相続財産から除外していたほか、Aが海外で主宰していた法人の株式等も同様に除外するなど相続財産の合計額が基礎控除額以下になるよう隠ぺいしていたことが分かった。申告漏れ課税価格は約1億4100万円で、加算税を含む追徴税額は約1100万円。【**多額の預金の隠ぺいによる無申告**】会社役員だった被相続人C（夫）の入院に際し、相続人D（妻）は、将来発生する相続税の課税を逃れる目的でC名義の預金口座から多額の現金を出金してD名義の貸金庫及び自宅に隠していた。さらに出金事実を隠ぺいするためC名義の口座を解約し通帳を破棄しており、やはり基礎控除額以下を装った無申告であることが判明した。申告漏れ課税価格は約3億2600万円、加算税を含む追徴税額は約9000万円であった。